

寄せられたご意見と回答(令和4年11月受付分)

令和4年11月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容をご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 危ない、高速の自転車走行について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□大鳥居からソラムナード羽田緑地までの多摩川沿いに「歩行者専用道路」が設けられているが猛スピードでロードバイク用自転車が走っている。「自転車乗り入れ禁止区域」のため「もし自転車で入る場合は手押ししてください」の表札が両端に掛けられているが、外国の方は日本語がわかっていない可能性もあるため対応してほしい。</p> <p>■鳥居付近の入り口からスロープで上がったところに、プラスチックのポールを設置し、自転車押し歩きの路面標示も行う。また、ソラムナード羽田緑地側にも同様の対応を行い、皆様が安全、安心して利用していただけるよう努めていく。</p>	地域基盤整備第二課 地域基盤整備担当 電話 03-5713-1118

2 介護保険更新時の郵送の切手の自己負担について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□介護認定の更新申請時、返信用封筒の切手代が自己負担であることに納得がいかない。更新申請は区の負担としてほしい。</p> <p>■介護認定の更新申請は、新規申請の場合と同様、希望する方のみが行われるものであるため、郵送にてご申請いただく場合、その郵便料は申請される方にご負担いただいている。なお、65歳以上の方の更新の認定申請については、近くの地域包括支援センターの窓口でも受け付けすることができるため、ご一考いただきたい。</p>	介護保険課 管理担当 電話 03-5744-1359

3 資源ごみの回収について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□資源ごみ(空き缶)の持ち去りはどうにかならないものか。回収日の早朝は空き缶を積んだ自転車が至る所で走っている。条例などはないのか。</p> <p>■区では「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、資源物持ち去り行為の禁止を規定するとともに、持ち去り行為の禁止を命じたにも関わらずそれに違反した者には罰金を科す旨、規定している。</p> <p>また、日曜日を除く毎日早朝に資源持ち去り防止パトロールを実施するとともに、警察と連携して持ち去り行為者の検挙も行っている。</p> <p>区民の皆様から通報をいただいた地区については、パトロール回数を増やす等、対策を強化している。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり持ち去り行為者は至る所にいるため、区民の皆様からいただいた情報も基にしながら、引き続き、資源持ち去り防止に取り組んでいく。</p>	<p>清掃事業課 清掃リサイクル担当電 話 03-5744-1628</p>